

House-View Spot Report

FOMC Review 25年10月

IFA Leading™

Asset Management
with Higher Transparency.

IFA Leading is a financial institution with solid knowledge and ethical attitudes. We pursue truly better financial service through constant reflections and actions. We believe that asset management should make your aspirations come true by not only leveraging your capital but also by understanding your life stories and social trends.

We promise you to protect your assets and make sure you know all the reasoning behind our actions, to guide you through to make truly satisfying decisions. We will always be there as your closest advisor to support your life plans and financial goals. Financial service to enrich your future and our society.

■ 追加利下げは予想通りだがパウエル議長の記者会見はタカ派的

- 市場予想通りに「リスク管理」の追加利下げを決定
- FOMCメンバー内では先行きの政策について「強い見解の相違」が存在
- パウエル議長は12月の利下げは未決定で既定路線とは程遠い状況と説明

追加利下げと量的引き締めの終了を決定

2025年10月28日～29日（現地時間）にかけて開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、市場予想通り 0.25%の追加利下げが決定され、政策金利（フェデラル・ファンドレート）の誘導目標は3.75%～4.00%となった（2会合連続の利下げ）。

同時に、短期金融市场のタイト化シグナル（資金調達金利の上振れ等）を踏まえ、米国債などの保有資産を圧縮する量的引き締め（QT）を12月1日に終了することを決定した。

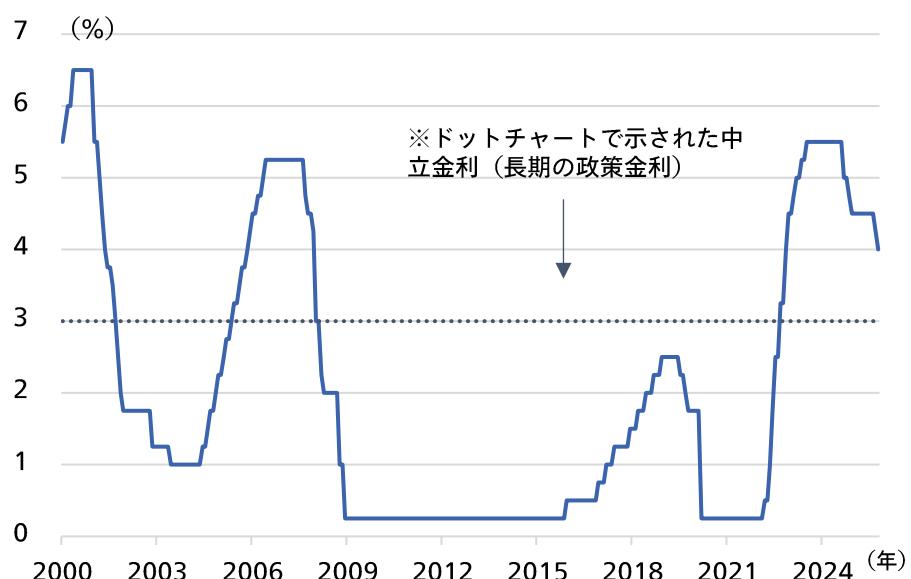
FOMCメンバー内では「強い見解の相違」が存在

今回の投票ではマイラン理事とカンザスシティ連銀のシュミッド総裁が反対票を投じた。マイラン理事は0.50%の利下げを、シュミッド総裁は政策金利の据え置きをそれぞれ主張した。こうした動きは、FOMCメンバー内で先行きの金融政策について「強い見解の相違」が存在することを象徴している。

FOMC声明文では、前回（9月）に引き続き、「2大責務（雇用の最大化と物価の安定）に対する双方のリスクに注意を払っており、直近数ヶ月では雇用に対する下振れリスクが高まったと判断する」とのリスク評価を維持した。

景気認識については、前回、「経済活動の伸びは上半期に鈍化した」とされていた部分が、「経済活動は緩やかなペースで拡大を続けていく」とやや前向きなトーンに変更された。一方、インフレ率については、「年初来の水準から上昇しており、依然としてやや高止まりしている」と時点が明記された。

【政策金利（フェデラル・ファンドレート）の推移】



注：2025年10月時点
出所：FRB、Bloombergのデータをもとに当社作成

パウエル議長の記者会見はタカ派的

パウエルFRB議長の記者会見は、全体としてタカ派的なトーンが目立った。委員会には多様な意見が存在し、「12月の利下げは既定路線とみなすべきではなく、むしろ程遠い状況である」と強調した。また、直近2会合の利下げを「リスク管理」と位置づけ、先行きについては別の判断であると述べた。

インフレについては、関税要因による一時的な物価の押し上げを注視するが、関税を除くコアPCEは2.3%～2.4%程度と見積もられるとの認識を示した。一方、労働市場の減速については、労働参加率の低下と移民の減少による供給サイドの要因が大きく、需要の一部が弱まっていると述べた。ただ、足元では州別の新規失業保険・求人データが安定しており、失業率も低水準で推移していることから、労働市場の悪化が加速しているとはみていらないと言及した。

直近で金融市場のリスク要因として意識されたサブプライム自動車ローン延滞の拡大と銀行の損失については、注意深く監視しているが、現時点では広範な信用問題とは見ていないとの見解を示した。

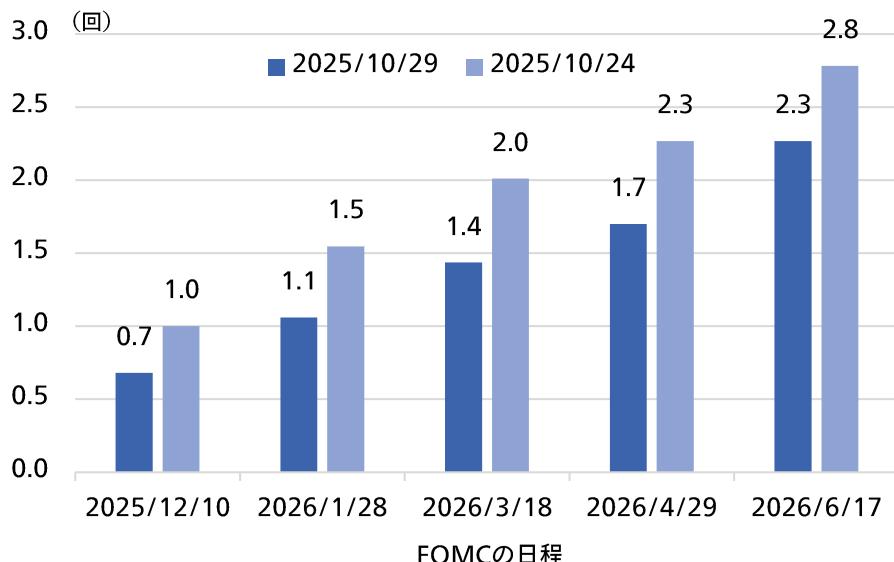
今回のFOMCは、12月利下げの可否が現時点で見通せないことが強調されるなど、パウエル議長の記者会見がタカ派的だったことがサプライズである。経済見通しを巡る不確実性や政府閉鎖の影響で利用できるデータが限定されていることが、政策判断を困難にしている。会見を受けて金融市場が織り込む利下げ回数は全体的に後退した。

我々は12月の利下げについてはやや懐疑的

9月CPIで基調的なインフレが鈍化傾向であることが確認されたが、FRBが関税によるインフレの再燃リスクに配慮する必要があることや、米国経済が依然として底堅い成長を維持していることなどに鑑みれば、我々は、12月の利下げについてはやや懐疑的にみている。

もっとも、FRBの金融政策が緩和方向であることは安心材料である。そのため、現段階では投資戦略を維持することが妥当とみる。資産配分としては、株式と債券のバランスを重視すべきと考える。資産クラスでは、株式ではハイテク（大型・高収益企業）を軸に、債券は短期～中期の高格付け債を中核に据える方針を継続したい。

【金融市場が織り込む利下げ回数】



注：2025年10月29日時点
出所：FRB、Bloombergのデータをもとに当社作成

Disclaimers

- ・本資料は、有価証券の購入又は売却を勧めるものではありません。また本資料によって何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ・本資料は、株式会社 IFA Leadingが一般的な情報を提供することを目的としています。これは推奨に該当するものではなく、特定の投資目的、財務状況又は要望を考慮しているものではありません。
- ・本資料に基づき行動をする場合は、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家の助言を求めてください。
- ・本資料において引用されておりますものは、税務あるいは会計あるいは法律上の助言を提供するものではなく、行おうとする投資やご提案についてご自身の税務あるいは会計あるいは法律顧問に相談されるようにお勧め申し上げます。なお本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・本資料のいかなる部分も、当社の事前の書面による同意を得ることなくいかなる方法による複写、写真複製、又は再配布も許されません。
- ・本資料に記載されかつ添付されている情報は、秘密、法律上の秘匿特権、又はその他の保護の対象になっている可能性があり、また受取者による使用のみが意図されています。
- ・当該資料の第三者への配布又はそれに基づいていかなる行為を行なうことも明確に禁止されていることに、ご注意下さいますようお願ひいたします。

金融商品取引法に基づく表示

広告等の規制(金融商品取引法第66条の10)

及び商号等の明示(金融商品取引法第66条の11)

①広告等の規制 (金融商品取引法第66条の10)

金融商品仲介業者の商号 株式会社IFA Leading

登録番号

金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第959号

金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第3422号※

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

※弊社の投資助言・代理業務は、スマートプラス社に対する投資助言に限ります。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

②商号等の明示（金融商品取引法第66条の11）

<所属金融商品取引業者等>

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。

・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。

・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

IFA Leading Managed Accountに関するご留意事項

■口座開設・お取引に関するご留意事項

- ・スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・株式のお取引については、株価の下落により損失を被ることがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。投資信託のお取引についても基準価額の下落等により損失が生じる恐れがあります。
- ・為替取引を伴う外国証券の取引については、前述に加えて為替相場の変動による損失を被ることがあります。
- ・レバレッジ型・インバース型ETFは運用にあたっての諸費用等により対象とする原指標と基準価格に差が生じる場合があり、中長期にあたってはその乖離が大きくなる可能性があるほか、複利効果により利益を得にくくなる場合があります。
- ・スマートプラスにおける各種口座開設に際してはスマートプラス所定の審査があります。
- ・資料等の中で個別銘柄が表示もしくは言及されている場合は、あくまで例示として掲示したものであり、当該銘柄の売買を勧誘・推奨するものではありません。
- ・お取引に際してはスマートプラスから交付される契約締結前交付書面、目論見書その他の交付書面や契約書等をよくお読みください。

■投資一任契約に関するご留意事項

- ・スマートプラスと投資一任契約を締結した際には、所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・スマートプラスがお客様と締結する投資一任契約に基づき投資運用を行うもので、投資元本は保証されるものではなく、運用による損益はすべてお客様に帰属します。
- ・投資対象は、値動きのある国内外の有価証券等となりますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資一任契約お申込みの前に、契約締結前交付書面や約款等をよくご確認いただき、ご理解のうえお申し込みください。
- ・投資一任契約にはクーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）は適用されません。
- ・表示される過去の運用成績については将来の運用成果を保証するものではありません。



Thank You.